

平成22年度の固定資産税・都市計画税の課税に関するお知らせ

■住宅建て替え中に1月1日を迎える土地の所有者の方へ

平成22年1月1日（賦課期日）において住宅を建て替え中（未完成）の土地で、次のすべての要件を満たす土地については、住宅用地としての軽減措置を継続します。該当する方は申告してください。

- ①平成21年1月1日に住宅があったこと（住宅用地であったこと）
- ②平成22年1月1日に住宅の建て替え工事に着手していること
- ③平成22年12月31日までに住宅が完成すること
- ④原則として、建て替えの前後で敷地が同じであること
- ⑤原則として、平成21年1月1日と22年1月1日の土地所有者が同じであること（共有となつて

も可）

◎原則として、平成21年1月1日と22年1月1日の住宅所有者が同じであること（共有となつても可）

【住宅用地に係る軽減措置】

▼小規模住宅用地の課税標準額については、固定資産税は評価額の1/6、都市計画税は1/3を上限とします。

▼小規模住宅用地とは、住宅用地のうち200㎡までの部分をいい、そのほかの住宅用地の課税標準額については、固定資産税は評価額の1/3、都市計画税は2/3を上限とします。そのほかの住宅用地とは200㎡を超える部分で、家屋の床面積の10倍までの部分をいいます。

■土地の利用状況が変わると税額が変わることがあります

住宅を壊して駐車場にしたり、駐車場だったところにアパートを建てたりすると、地目や税額が変わることがあります。固定資産税の評価上の地目は、賦課期日（平成22年1月1日）の利用状況により決まります。

■固定資産の調査にご協力

土地調査 土地の分筆、合筆等に伴い利用状況が変更された土地等について、固定資産税の評価額算定のために行う調査
 家屋調査 平成21年中に新築・増築された家屋について、固定資産税の評価額算定のために行う調査（家屋の取り壊しをされた方はご連絡ください）

◎調査には、「固定資産評価補助員証」を携行した市の職員が伺います。

■平成22年度償却資産（事業用資産）の申告

固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産も課税の対象となります。市内で事業をされている方は、平成22年1月1日現在所有している償却資産について申告書を作成のうえ、資産税課へ提出してください（郵送可）。

12月18日（金）までに申告書が届かない場合はご連絡ください。

また、法定申告期限は1月末日（土・日曜日、祝日）の場合はその翌日）となっておりますが、事務処理の都合上、平成22年1月18日（月）までの申告にご協力ください。
申告先 市役所2階資産税課 〒359-0068 並木1-1-1 ☎2998-9068 FAX2998-9400

（仮称）まちづくり基本条例〈自治基本条例〉 ②

「みんなでつくろう！所沢の憲法」

今回は、条例検討委員会で検討している条例素案（案）の構成を紹介します。今後、自治基本条例対話集会で市民の皆さんからいただいたご意見を踏まえ、市民委員と職員の協働によりさらに検討を進めます。

《条例素案（案）の構成》

【前文】所沢らしさ（歴史・文化・自然等）、市民憲章の趣旨、制定の宣言等

自治基本条例には必ずといっていいほど、条例の前に書かれる前文が置かれているという特徴があります。自分たちのまちにはどのような歴史や文化があり、なぜ条例を制定したのかなどを記します。

【総則】目的、最高規範性、定義、基本理念、基本原則等

この条例を制定する目的や条例の位置づけ、どのような理念や原則に基づいてまちづくりを進めるかなどを規定します。

【市民】市民等の権利・役割、地域コミュニティ、市民活動

自治の主体である市民の権利・役割や、まちづくりを進める多様な主体の位置付けなどを規定します。

【市議会と議員】議会の役割、議員の責務、市民等にかかれた議会等

市民の信託に応え、市民の意見を反映する開かれた市議会の運営がさらに進むように、市議会の役割や議員の責務等を規定します。

【市長と職員】市長の責務、職員の責務等

この条例で定める自治の基本原則に従って行政運営が行われるように、市長や職員の責務等を規定します。

【情報の共有】知る権利、情報の共有、説明責任等

市政に市民が参加するための前提となる情報の共有や、市の説明責任等を規定します。

【参加と協働】市政への参加、協働、住民投票等

市政に市民が参加する権利や協働のための施策を推進する仕組みを設けることなどを規定します。

【行政運営】総合計画、政策法務、財政運営、行政評価等

市の最上位計画の総合計画に即した政策を実施・管理することや、財政運営の透明化を図ることなどを規定します。

【国・県・他自治体等との連携】国・県との協力、近隣自治体との連携等

市域を越える広域的な課題や共通する課題に対応していくために、国・県・他の自治体との連携等を規定します。

【条例の実効性の確保】条例の実効性の確保、条例の見直し

条例に掲げた項目が施策や制度へ反映されているかを検証する仕組みや、社会情勢の変化に適應するための条例の見直しなどを規定します。

☎政策企画課 ☎2998-9027 FAX2994-0706



第63回 所沢市成人のつどい

とき 1月11日（祝）午前10時～10時30分（受付）
 内容 ▶式典…午前10時30分～11時
 ▶つどい…午前11時～正午（予定）
 対象 平成元年4月2日から2年4月1日までに生まれた方



◎対象者には、12月上旬に案内状を郵送します。手話通訳を必要とされる方は、1月5日（火）までに社会教育課へお申し出ください。

■開催会場一覧（各会場の連絡先は、各地区の公民館です。）

地区	会場	連絡先（公民館）
所沢（中央）	文化会館	☎2926-9355
小手指	小手指公民館	☎2948-1295
富岡	富岡公民館	☎2942-3110
吾妻	吾妻公民館	☎2924-0118
柳瀬	柳瀬公民館	☎2944-2113
松井	松井公民館	☎2994-1222
新所沢	新所沢公民館	☎2924-2955
三ヶ島	三ヶ島公民館	☎2948-1204
山口	獅子（西武ドーム店）	☎2924-1224
新所沢東	新所沢東公民館	☎2943-0909
並木	市民文化センター・ミュージズ	☎2998-5911

☎社会教育課 ☎2998-9242 FAX2998-9167

「歳末特別火災予防運動」 「歳末火災特別警戒」を実施

とき 12月15日（火）～31日（木）

火災予防 7つのポイント

■3つの習慣

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

■4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

◎期間中、市内全域を消防車両が警鐘を鳴らしながら、巡回広報を実施します。皆様のご理解とご協力をお願いします。

☎消防本部予防課 ☎2929-9121 FAX2929-9128

